

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
日野町企業立地 促進条例	S61. 9	○町長の同意を得て 20ha 以上の工業 団地を造成するもの	工業団地造成促進奨励金 ○団地造成後、町に帰属される 公共施設の整備費の 1/2 以内
		○新設および増設 操業開始日に常時使用する従業員数 20 人以上 (増設の場合 10 人以上)	緑化文化事業促進奨励金 ○緑化促進、文化的環境の造成 に対する事業費の 1/2 以内
		○新設および増設 操業開始日に常時使用する従業員数 20 人以上 (増設の場合 10 人以上) 町内居住割合 30% 超 建築面積の敷地面積に対する割合が おおむね 10%以上 建築工事費 1 億円以上	工場設置促進奨励金 ○土地にかかる固定資産税額 の範囲内で交付 (3 年間)
		○新設および増設 操業開始日に常時使用する従業員数 20 人以上 (増設の場合 10 人以上) かつ上記従業員のうち、1 年以上町 内に居住する従業員の割合が 30% を 超えるもの	雇用促進奨励金 ○3 年間 (1 人当たり年額) 町内在住者 10 万円 町内障礙者 20 万円